

## 「第2期 横浜市空家等対策計画」を策定しました

本市の空き家は増加傾向にあり、特に一戸建ての空き家は、平成20年から平成25年の5年間で約1.3倍に増加しています。このなかには、適正に管理されず、放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼすものも生じています。

本市では、平成28年2月に、「横浜市空家等対策計画」を策定し、総合的な空家等対策に取り組んできました。しかし、少子高齢化の進行等に伴い、今後も空き家の増加が想定されることから、この度、第2期計画を策定し、課題に対する取組を拡充し空家等対策の一層の推進を目指します。

### 1 計画の概要

#### (1) 目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、横浜市の基本的な取組姿勢や対策を示します。

#### (2) 位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空家等対策計画

#### (3) 計画期間

2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間

※社会情勢の変化に的確に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行います。



#### (4) 計画の特徴

- 市民の安全・安心の確保や地域の活性化に向けて、関係区局、地域住民、専門家団体など多様な主体が連携して取り組むことを基本とします。
- 住まいの状況に応じ、①空家化の予防、②空家の流通・活用の促進、③管理不全空家の防止・解消、④空家の跡地活用を柱とした対策を講じていきます。

### 2 第2期計画で拡充した主な取組

#### (1) 相談体制強化と流通・活用促進

空き家の増加を抑制するためには、空き家所有者の方が、自発的に流通・活用促進していただくことが重要です。そのため、早期からの普及啓発に加え、流通・活用促進に向けた取組を強化します。

#### (2) 管理不全な空家への指導等の強化

管理不全な空家は増加傾向にあり、行政による指導にもかかわらず改善がされないものもあるため、倒壊等の危険性の高い空家が累積することが懸念されます。よって、指導強化等の新たな対策を進めます。

### 3 策定の経過

平成30年12月 素案の公表

12月19日～平成31年1月18日 市民意見募集

平成31年2月 市民意見募集結果の公表、計画策定

### 4 計画の閲覧方法

計画本文や市民意見募集の結果は、建築局ホームページでご覧いただけます。

【URL】<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/housdata/>

(住まい  
の状態)

居住中

空家化

空家

管理不全空家

除却

空家の跡地

## 1 空家化の予防

### (1) 所有者等への普及啓発

- ①パンフレット、チラシ等を使用した普及啓発
- ②空家相談会の開催
- ③空き家に関するセミナーとの連携
- ④福祉部局と連携した普及啓発活動の展開
- ⑤専門家団体等と連携した相談体制の強化

## 2 空家の流通・活用促進

### (1) 市場での流通・活用促進

- ①専門家団体等と連携した相談体制の強化【再掲】
- ②住宅セーフティネット制度の運用
- ③大学や民間事業者との連携
- ④空き家の発生を抑制するための特例措置（譲渡所得の3,000万円特別控除）の申請対応

### (2) 地域の活動拠点など住宅以外の用途への活用促進

- ①地域で空家を活用する方策の実施
- ②空家の流通・活用マニュアルの改定

## 3 管理不全な空家の防止・解消

### (1) 所有者等への普及啓発

- ①専門家団体等と連携した相談体制の強化【再掲】
- ②パンフレット、チラシ等を使用した普及啓発【再掲】
- ③シルバー人材センター等と連携した空家管理の普及啓発

### (2) 所有者等への改善指導等による自主改善の促進

- ①区局連携体制による改善指導の実施
- ②所有者調査の迅速化
- ③特定空家等の認定推進による指導強化
- ④空家法に基づく法的措置の実施
- ⑤建物の老朽化以外の理由で著しく悪影響を及ぼすおそれがある空家への対応策の検討
- ⑥特定空家等の所有者への支援策の検討

### (3) 切迫した危険等の行政による解消

- ①財産管理人制度の活用
- ②代執行による確実な危険の解消
- ③緊急安全措置の実施に向けた検討

## 4 空家の跡地活用

### (1) 密集市街地対策との連携

- ①防災広場としての跡地の活用
- ②所有者への除却・建替誘導や跡地活用に向けた普及啓発

お問合せ先

建築局住宅政策課長 山口 賢 Tel 045-671-2917